

# 令和3年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定結果について

〔令和3年2月12日〕  
国民健康保険課

## 1 趣旨

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）の算定について、算定標準システムによる推計値や令和2年12月25日付で国から示された確定係数（公費等）に一定の補正〔公費の実績見合いによる調整など〕を加え、算定フレームを設定し、令和3年度分の算定を行った。

## 2 算定結果

(1) 令和3年度（本算定）の1人当たり保険料収納必要額【全県】（市町別は、別紙1のとおり。）

後期支援金分は増加したが、医療分・介護分の減少により、一人当たり保険料収納必要額は前年度に比べ約5,500円（4.3%）の減少となった。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度（激変緩和措置適用後）		
			金 額	増 減	対前年度比
医 療 分	74,774 円	75,580 円	71,594 円	▲3,986 円	▲5.3%
後 期 分 （後期高齢者支援金）	24,894 円	25,158 円	26,064 円	+905 円	+3.6%
介 護 分 （介護納付金）	28,182 円	26,161 円	23,726 円	▲2,435 円	▲9.3%
合 計	127,850 円	126,899 円	121,384 円	▲5,515 円	▲4.3%

（参考）令和元年度⇒令和2年度は0.7%減

### ① 医療分の主な減少要因

#### ア 前期高齢者交付金の増

前期高齢者の割合が増加傾向であること等から、前期高齢者交付金が見込増となった。

	総額	一人当たり
令和2年度	874.5 億円	163,911 円
令和3年度	913.6 億円	176,384 円
増加額	+39.1 億円	+12,473 円

#### イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した財源充当

経済低迷等の影響を考慮し、剰余金の充当及び県保険者努力支援交付金の充当額の増額を行った。

	総額	一人当たり
令和2年度	6.0 億円	1,125 円
令和3年度	8.0 億円	1,544 円
減少額	+2.0 億円	+419 円

《一人当たり医療分増加に係る財源内訳》

項 目		一人当たり増減
歳 出	増 保険給付費（一般分）	+4,332 円
	特別高額共同事業拠出金 等	+279 円
	減 特定健康診査等費用 等	▲180 円
小 計 A		+4,431 円
公 費 等 歳 入	増 前期高齢者交付金（前々年度精算後）	+12,473 円
	剰余金・県保険者努力支援交付金充当増	+419 円
	国・普通調整交付金 等	+2,316 円
	減 過年度調整（前期交付金精算・納付金年度間調整分）	▲3,186 円
	療養給付費負担金（地方単独事業の減額調整後）	▲2,630 円
都道府県繰入金（市町村向け除く） 等	▲975 円	
小 計 B		+8,417 円
歳出増加と公費等歳入増加との差【保険料（税）負担分】 A-B		▲3,986 円

## ② 後期分の増加要因

国から示される一人当たり負担金額の増加により、905円増加した。

《一人当たり後期分増加に係る財源内訳》

項目			一人当たり増減
歳出	増	後期高齢者支援金	+1,308円
	減	事務費拠出金 等	0円
小計 A			+1,308円
公費等歳入	増	後期高齢者支援金国庫負担金	+414円
		都道府県繰入金	+116円
		保険者支援制度（後期分） 等	+133円
	減	激変緩和措置 等	▲260円
小計 B			+403円
歳出増加と公費等歳入増加との差【保険料(税)負担分】 A-B			+905円

## ③ 介護分の減少要因

国から示される一人当たり負担金額の増加や調整交付金の減少、また新型コロナウイルス感染症拡大による経済低迷等の影響を考慮し、剰余金の充当を行った。

《一人当たり介護分減少に係る財源内訳》

項目			一人当たり増減
歳出	減	介護納付金（一般分・退職分）	+1,874円
小計 A			+1,874円
公費等歳入	増	剰余金充当増	+5,187円
		介護納付金国庫負担金 等	+1,004円
	減	国・普通調整交付金	▲1,509円
		激変緩和措置 等	▲373円
小計 B			+4,309円
歳出減少と公費等歳入減少との差【保険料(税)負担分】 A-B			▲2,435円

### (2) 県が示す標準保険料率（詳細は、別紙2のとおり。）

各市町は、**激変緩和措置期間中（令和5年度まで）**においては、**県が示す市町村標準保険料率を参考に、市町毎の算定方式や予定収納率に基づき、保険料収納必要額を確保できるよう保険料（税）率を定め、賦課・徴収し、県に事業費納付金として納める必要がある。**

激変緩和措置期間終了後は、「準統一の保険料率」が「市町村標準保険料率」に位置付けられる。

**市町村標準保険料率**…各市町に按分された保険料収納必要額を確保するために、市町毎の標準的な収納率を用いて、算定方式を統一して算出した保険料（税）率

### (3) 令和3年度の国保事業費納付金【全県】（詳細は、別紙3のとおり。）

市町ごとの国保事業費納付金を算定し、県の当初予算成立後、各市町にその総額を通知する。

**国保事業費納付金**…各市町に按分された保険料収納必要額に、市町向け交付金（公費）や一般会計からの繰入金等を市町毎に加減算したもので、市町が支払う保険給付費等の財源として、県が市町から徴収する。

### 3 県全体の保険料収納必要総額を抑制するための活用財源

#### (1) 県国保特別会計決算剰余金の活用

前期高齢者交付金の前々年度精算分及び事業費納付金の年度間調整分が保険料に影響しないよう充当するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による経済低迷の影響を踏まえた保険料収納必要総額の引下げ財源として、県国保特別会計における剰余金の一部を活用

公費等償還金を除いた実質剰余金	前期高齢者交付金精算納付金年度間調整分	新型コロナウイルス感染症影響を踏まえた引下げ分	活用後の剰余金残額
46.6 億円	4.5 億円	9.0 億円	33.1 億円

#### (2) 激変緩和財源の活用

一人当たり保険料が急激な負担増とならないよう、国からの公費等を活用

制度改革に伴う暫定措置 (国)	制度改革に伴う追加激変緩和措置 (国)	特例基金の取崩 (県)	計
3.03 億円	1.21 億円	0.54 億円	4.78 億円

#### (3) 保険者努力支援制度 (都道府県分) の活用

確定係数の 11.4 億円のうち 7 億円を、保険料収納必要総額の引下げ財源に活用

### 4 算定フレーム

項目		令和 2 年度	令和 3 年度 (確定係数)	備考
(1) 被保険者数	一般	533,540 人	517,996 人	対前年度比 (▲ 2.91%)
	介護 2 号	152,035 人	149,342 人	対前年度比 (▲ 1.77%)
(2) 所得係数 β	医療分	0.939	0.943	全国に比べ、本県は所得水準が低い
	後期分	0.935	0.941	
	介護分	0.872	0.883	
(3) 追加公費	約 1,700 億円	約 1,760 億円	約 1,760 億円	全国ベースの額
(4) 係数補正	ア 診療費の補正	①診療報酬改定率 (▲0.46%) ②診療費を増額補正 (1.5%)	①診療報酬改定率 (無し) ②診療費を増額補正 (1.5%)	診療費の予期せぬ上振れに備え、令和 2 年度の動向を勘案し、1.5%増額補正
	・一人当たり診療費	補正前 413,284 円 補正後 419,610 円 差 +6,326 円	416,786 円 423,038 円 +6,252 円	対前年度比 (+3,428 円) (+0.82%)
	イ 公費の補正			
	・高額医療費負担金	—	—	
	・特別調整交付金 (市町村分)	補正額 ▲ 14.1 億円 補正額 +3.3 億円	補正額 ▲ 9.6 億円 補正額 無し	原爆医療費分を減額補正 結核・精神医療費分は実績見合のため補正無し
	・保険者努力支援制度 (都道府県分)	補正額 ▲ 6.4 億円	補正額 ▲ 4.4 億円	公費減額等の補填に係る調整財源への対応
(5) 激変緩和措置				
	・暫定措置 (国)	4.05 億円	3.03 億円	一定割合に上昇率を抑制するための財源
	・追加激変緩和措置 (国)	1.62 億円	1.21 億円	
	・特例基金取崩 (県)	0.25 億円	0.54 億円	
	・一定割合 (対 28 年度比)	5.79%	11.75%	統一保険料水準との差が最大となる市町が、解消に必要なとなる年平均伸び率

《国保財政》 診療費総額 (推計) 令和 2 年度 【約 2,239 億円 (419,610 円)】  
令和 3 年度本算定 【約 2,191 億円 (423,038 円)】

